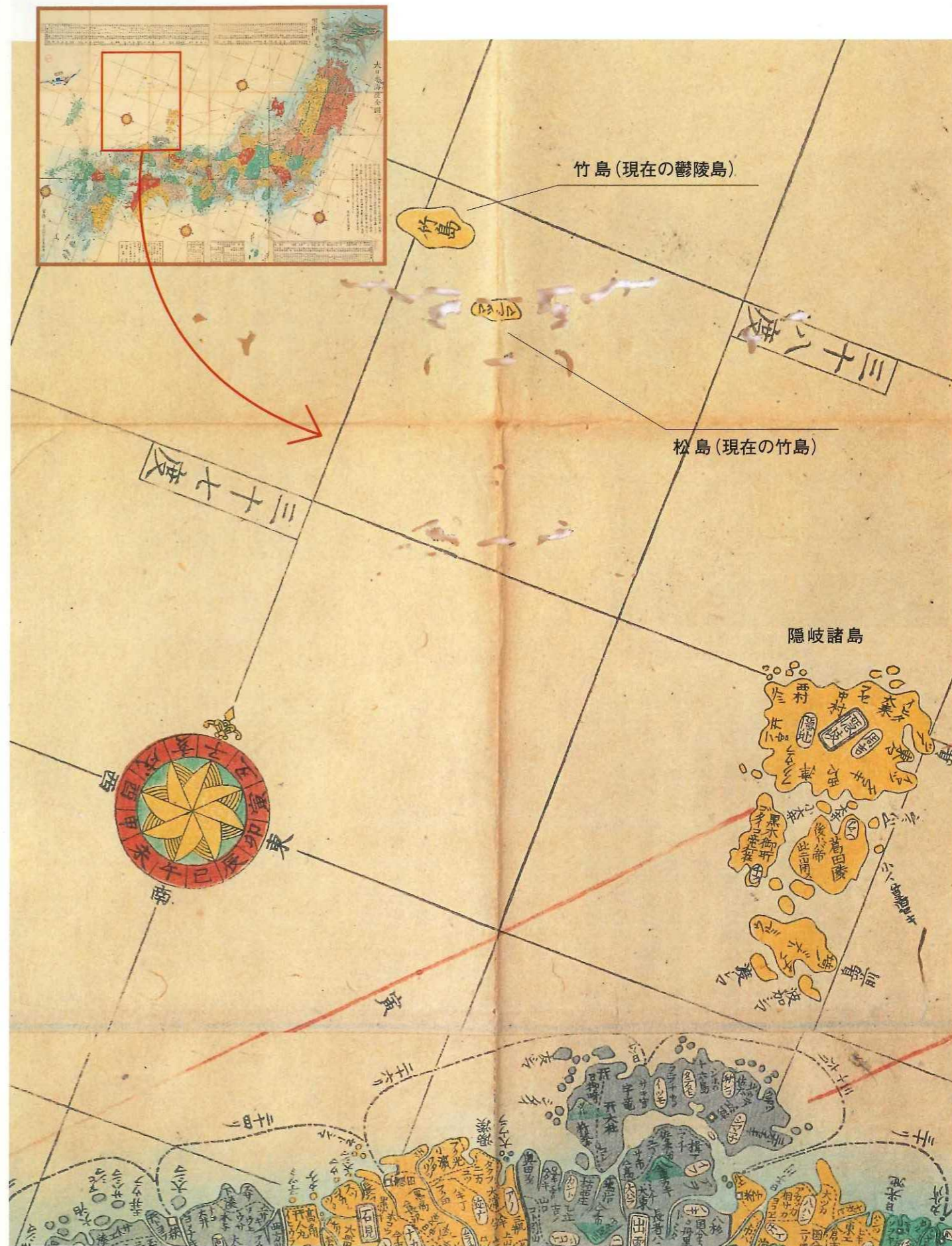


# 竹島

TAKESHIMA

## かえれ 島と海

島根県 / 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議



「大日本海陸全図」(出雲市・藤間亨氏所蔵)  
 水戸藩の地理学者・長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」を参考に、海路の里数を加えた日本図である。  
 1864年に江戸で作製、刊行された。隠岐の北西に、竹島(現在の鬱陵島)と松島(現在の竹島)を描いている。  
 竹島、松島ともに、隠岐諸島と同じ黄色で彩色されている点で、貴重な史料。

■竹島に関するお問い合わせは  
 島根県総務部総務課 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL 0852 (22) 5012 FAX 0852 (22) 5911  
 ■竹島に関するホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/takesima/top.html>  
 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議 〒690-0033 島根県松江市大庭町 1751-13 (島根青少年館内) TEL 0852 (21) 2818 FAX 0852 (21) 2730



# 「竹島の日」に寄せて

2005年の2月定例島根県議会において「竹島の日」を定める条例が可決されました。この条例は、竹島の領土権確立に向けて、本県が長年、国への要望活動を行ってきたにもかかわらず進展がなく、このままでは「竹島問題」が風化してしまうことから、国民世論の啓発を図り、国における積極的な取り組みを促したいという多くの県民の願いにより制定されたものです。

竹島については、日韓両国がそれぞれ自国の領土であると主張しています。韓国が一方的にいわゆる李承晩ラインを設定した1952年以降、多数の日本漁船が拿捕されるなど、韓国による実力支配が続いています。この困難な問題を解決するためには、まず歴史を正しく検証し、互いの主張は主張として理解した上で、理性的に議論を進めることが重要であると考えます。

私は、こうした議論を進めていくための土台づくりが必要であると考え、専門知識を有する方々による「竹島問題研究会」を設置しました。この研究会では、竹島問題に関する客観的な研究・考察や、日韓両国の主張を体系的に整理するとともに、韓国の研究者との意見交換などによる相互対話も進めていきたいと思います。

もとより領土問題は、すぐれて国家間の問題であり、両国の外交努力により平和的に解決されるべきものです。このため、国に対しては、国民の理解を深める取り組みや、粘り強い外交努力をお願いするとともに、国際司法裁判所に判断を仰ぐべきではないかとの提案も行っているところです。

本県と韓国・慶尚北道は、互いに竹島が自らの管轄下に属していると主張している自治体同士ですが、この点は互いに承知した上で、深く長い交流を礎とし、1989年に姉妹交流の契機を交わりました。以来、さまざまな交流や協力活動を行い、互いの信頼関係を築いてきました。両県道を中心とした日韓の交流は、一層活発になされる

ことが歴史の流れであり、我々の責任でもあると考えます。私は、自治体間の交流と領土問題は切り離して進めていくべきであり、交流はさまざまな主体により幅広い分野で続けていきたいと思います。

島根県知事 澄田信義

だが、竹島の日の条例制定に伴い、慶尚北道から本県との姉妹提携を撤回するとの声明が発表されました。極めて残念なことでありますが、私はこの条例の制定を契機に、日韓両国が是は是非は非として、冷静に議論し、理解を深めながらこの問題の解決を目指すことが、真の親善交流にもつながると信じており、本県から慶尚北道との姉妹交流を断つことは一切考えていません。終始一貫、「誠」を持って接したいと思えます。

現状では、友好関係の改善には時間がかかると思われませんが、県内では、韓国の学校との交流の再開や、県内企業と韓国企業が合併会社を設立するなど、うれしい動きもあります。国と国との外交交渉の進展に期待するとともに、県としては、幅広い交流により相互信頼に基づく友好関係を創り上げていきたいと思います。

あなたは、竹島をご存じですか。

この問い掛けに、それぞれの国民がうなずくことができるだろう。また、それぞれの県民が、同島の来歴や知識を持ち合わせているのだろうか。

日本海に浮かぶ竹島は、隠岐諸島の北西約157km、北緯37度14分、東経131度52分に位置し、現在は島根県隠岐の島町に属する。

高さ157mの西島と、それよりやや低い東島、数十の岩礁からなり、総面積は23万平方メートルで、東京ドームの約5倍の広さがある。韓国では独島と呼ばれる。

飲料水の乏しさなど、居住条件は厳しいものの、周辺一帯は南からの対馬暖流と、北からのリマン寒流の接点になっており、魚介藻類の種類、数量ともに豊富。好漁場として知られる。

歴史を振り返れば、日本領であることは疑いない。根拠の1つは、1世紀前の1905年2月22日、当時の島根県の松永武吉知事名で発せられた「県告示第40号」という、重要な手続きに求めることができる。

「北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」

## 隠岐諸島の北西約157km 1905年島根県所属に



この竹島が島根県所属となったことを示す告示は、その約1カ月前の1月28日の明治政府の閣議決定を踏まえ、行われた。同政府は古くは「松島」、

当時は「リヤンコ島」などと呼ばれた島を「竹島」と命名。日本領土に編入し、島根県に組み入れることを決めた。閣議決定前には、他国が占領したと認められる形跡がない上、隠岐島の漁業会社がアシカ漁のために構えた小屋が、占領の事実当たると確認。手順を踏みながら、国際法上の「先占」の法

理により、竹島を本邦所屬と判断した。さらに、第2次世界大戦の戦後処理として、1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約でも、あ

らためて日本領土と確定した。ところが、1952年1月18日、韓国が「李承晩ライン」を一方的に宣言。日本海などの公海上に線を引き、竹島を自国領に含めてしまう。再三にわたる日本政府の抗議にもかかわらず、韓国はその後実力支配を強化。竹島は1999年1月22日発効の新日韓漁業協定で、両国が共同管理する暫定水域に含まれたが、日本漁船はいまだに近づくことができない状態が続いている。

### 目次

- 1 「竹島の日」に寄せて〜澄田信義知事 竹島とは
- 2 日韓両国の主張 論点整理 序章
- 3 論点整理 古代から近世へ
- 5 論点整理 近代から現代へ
- 9 論点整理 近代から現代へ
- 11 写真で見る「竹島の記憶」 竹島問題研究会・下條正男座長に聞く
- 13 比較／日韓両国の教科書 漁業を取り巻く諸問題
- 15 漁業関係者インタビュー
- 17 「証言」〜関係者の思い
- 19 「受け継がれる絆」 交流にかける県民の声
- 20 島根県と朝鮮半島の交流の歩み
- 21 竹島・北方領土返還要求運動 島根県民会議のメッセージ 関係書籍の紹介
- 22 日韓親善物語

# 論点整理

## 序章

島根県は竹島（韓国名・独島）の県編入百周年を機に、2005年3月に「竹島の日」条例を制定した。そこで

うたわれた啓発事業の一環として、竹島の領有権問題の現状を把握する目的で、6月には「竹島問題研究会」を発

足させた。県内外の研究者10人からなる研究会は現在、05年度末の中間報告、06年度末の最終報告を目指し、歴史、国際法の観点からの検証を重ねている。以下、05年末の第5回会合までに整理した論点を記す。

周知の通り、今日の竹島問題は19

52年1月18日、韓国政府がいわゆる「李承晩ライン」を設定したことから始まった。だが、日韓の国交正常化交渉の時期（52―65年）と重なったため、両国は「覚書」を通じて互いの主張を繰り返すにとどまった。その覚書による対話も、65年に同問題を「棚上げ」にし、「日韓基本条約」が締結されると、途絶えてしまった。

当時の日本政府の主張は、次のように要約できる。

1 1618年、幕府の許可を得た鳥取藩の米子の

大谷、村川両家が漁労活動のため、鬱陵島に渡海した。同島のほか、当時、松島と呼ばれた現在の竹島も日本領と認識していた。

2 1905年の閣議決定を経て、竹島が島根県に編入された。それは「国際法」的にも、合法だった。

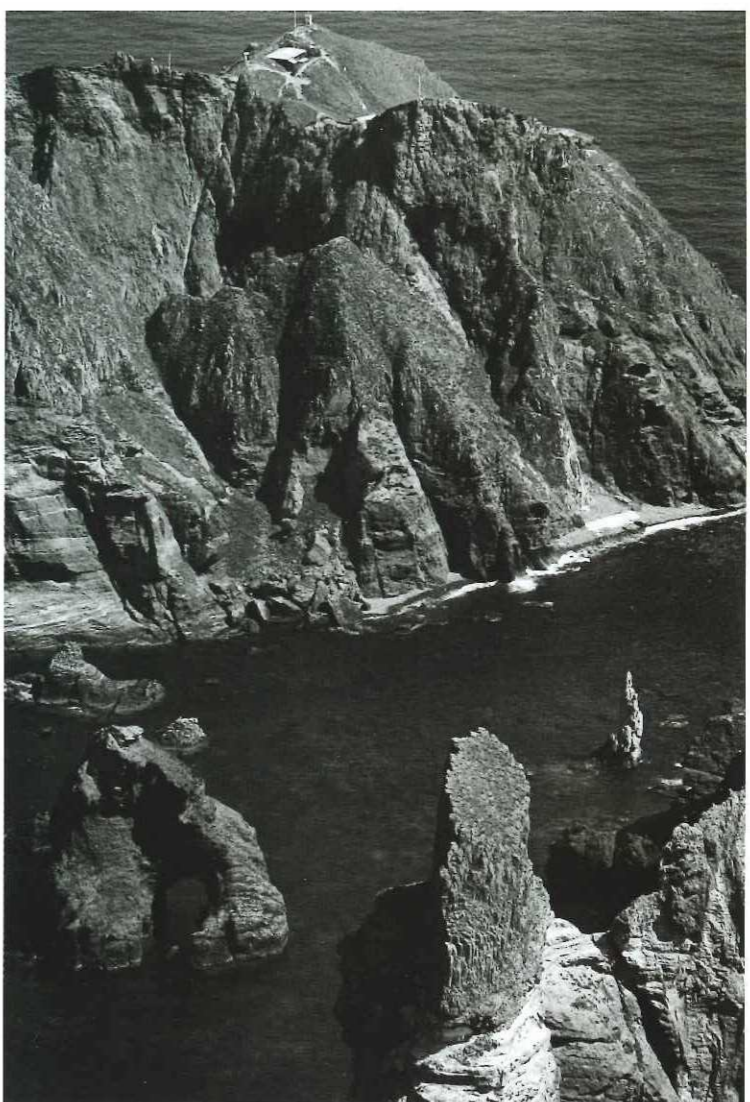
3 島根県に編入後、日本側は実効支配を行ってきた。

4 第2次世界大戦後の日本領土を規定した1952年のサンフランシスコ講和条約の発効により、竹島は日本領土として残った。

ところが、韓国政府の見解は違った。次のように主張した。

1 歴史的に、現在の独島は「于山島」と呼ばれ、15世紀に成立した「世宗実録地理志」や「東国輿地勝覽」などにも、「于山島」の記録がある。

2 安龍福が17世紀後半、日本に渡り、鬱陵島と于山島を朝鮮領と認めさせた事実が「肅宗実録」に記録されている。



(右) 1965年に空撮した竹島  
(左) 1905年2月22日、竹島の日本領土編入の閣議決定を受けて出された島根県告示第40号



# 異なる日韓の主張、歴史認識

## 客観的事実の究明進める

3 1906年、島根県官吏が竹島と鬱陵島を視察した際、鬱島郡守の沈興澤が「独島は鬱陵島に属す」と報告している。

4 第2次世界大戦後、連合国最高司令官総司令部の指令で、独島は韓国領土とされた。

日韓両国は、そのような論拠に基づき、それぞれが「歴史的にも、国際法的にも、自国の領土」と強調した。だが、その後、日本側から新たな主張がされることはなかった。

竹島問題が再燃したのは、国連海洋法条約が発効した1994年。新たな「日韓漁業協定」を締結する必要性に迫られたことによる。その際に問題となったのが、排他的経済水域の基点をどこに置かだだった。そこで、韓国は96年、竹島に接岸施設を建設し、実力支配をより確実にしようとした。

一方、日本政府は竹島問題が外交問題化するのを避け、竹島問題を棚上げして、99年に新「日韓漁業協定」を締結した。

こうした経緯から、日本国内で竹島問題は徐々に風化する傾向に。その流れを食い止めようと、島根県が2005年春に制定したのが、竹島の日条例

だった。

だが、これに対して、韓国側は反発し、強硬な姿勢を取った。盧武鉉大統領は、日本の歴史教科書と竹島をめぐる認識の誤りを正すためとし、直属の機関を発足させ、広報活動を活発にした。05年6月には、英文で「独島・6世紀以来、韓国の領土」を発表し、あらためて次の4点を主張している。

1 独島が韓国領土になるのは、512年。歴史的に、于山島、三峯島、可支島、石島と呼ばれてきた。

2 安龍福の活躍で、鬱

陵島と独島は朝鮮領になった。

3 1900年の「勅令第41号」で、独島は鬱島郡の所属になった。一方、日本も1877年の地籍編さんの際、



竹島（現在の鬱陵島）へ渡海する際、航海安全を祈願した弁財天。島根県隠岐の島町福浦

太政官が竹島を日本領土から外した。

4 1946年の連合国最高司令官総司令部指令で、独島は朝鮮領となった。

しかし、これらの主張には、疑問点がある。竹島問題研究会が日韓両国政府の主張やこれまでの研究を半年間にわたって考察する中でも、「検討・検証の必要がある」と思える課題が、いくつか浮上した。

詳しくは、次ページ以降で記すが、例えば、韓国側は現在の竹島を于山島とし、歴史的に鬱陵島の属島だったとする根拠として、「東国文獻備考」にある「輿地志」によれば、鬱陵島と于山島は、于山島の地であり、于山島はいわゆる日本の松島（現在の竹島）だ」との記述を挙げる。

だが、東国文獻備考の下地になった「疆界考」には、「輿地志によれば、于山島と鬱陵島は同じ島」と記されている。

こういった疑問点の多くは、かつての日韓両国政府の「論争」でも指摘されなかった。竹島問題研究会は引き続き、客観的な事実の究明に努め、そのよりどころにした史料・文献も併せ、論点を整理した結果、成果を明らかにしていきたい。

# 論点整理

## 古代から近世へ 「安龍福の登場」

竹島（韓国名・独島）の領有権問題の来歴を振り返る時、どうしても避けて通れない1人の朝鮮人がいる。その名は、安龍福。韓国側では、日本側に鬱陵島と竹島を朝鮮領と認めさせた「英雄」。対する日本側では、後に領有権問題を複雑化させる一因となった「偽証」の多い人物との見方がある。相反する評価は、同島をめぐる両国の主張、見解の大きな隔たりと深くかわる。

### 鬱陵島の帰属先が論争の発端

安龍福が歴史に登場するのは、江戸時代前半の1690年代。舞台は、竹島の西北約90kmにある鬱陵島で幕を開けた。同島はかつて于山国と称し、512年に新羅に帰属。高麗、朝鮮へと引き継がれたが、朝鮮半島を襲う倭寇の巣くつになるのを恐れた朝鮮王朝が1417年、入島・居住を全面禁止する「空島政策」を取った。

一方、日本では、鬱陵島を竹島と呼んだ。米子の商人・大谷甚吉が1600年代初め、鳥取藩に渡海を願い出て、江戸幕府が大谷家と同じく米子の村川家に限って許可。両家はアワビやワカメなどを採るため、年交代で同島に渡るようになった。大谷甚吉の位牌には



鳥取藩が1724年4月、幕府へ提出した「竹嶋之図」。竹島（現在の鬱陵島）や松島（現在の竹島）が描かれている（鳥取県立博物館所蔵）

「竹島渡海開基」とある。一見、平穏だった同島に、異変が起こるのは1692年。鳥取藩士・岡島正義の「竹島考」や米子の大谷九右衛門の「竹嶋渡海由来記抜書控」によると、同年3月末、年番だった村川家の船が近付くと、多くのアワビが干され、漁具や漁船がなくなるなど、何者かが漁をしている痕跡があった。

## 大きく食い違う「人物像」

1年後の93年。安龍福との運命的な出会いが訪れる。大谷家の船頭たちが前年の村川家に続き、鬱陵島で漁をする朝鮮人を発見。その中にいたのが、安龍福と朴於屯という人物だった。強い警告を発したのに、再び朝鮮人と遭遇したことに強い危機感を持った大谷家の船頭は、2人を隠岐島経由で米子に連れ帰り、鳥取藩に訴えることにした。



2005年5月に海士町の旧家・村上家で見つかった安龍福の供述を記した古文書の一部。竹嶋現在の鬱陵島（松島）現在の竹島（安龍福）の文字が読める

鳥取藩から裁定を求められた江戸幕府は同藩に対し、2人に鬱陵島に渡ら代で、国元には不在。また、対馬藩主・宗義倫が2年前に病没したため、父親の宗義真は新藩主の後見人として、江戸滞在中で、両者ともに安龍福と会いようがない。1度目の来日の際も、安龍福は鬱陵島へ渡った目的を「官命でアワビを採りに来た」と言ったかと思えば、「アワビやワカメを採って稼ぐため」と発言。帰国後は「嵐に遭い、漂着した」と変えるなど、供述が二転三転している。

「肅宗実録」（1728年編さん）に収められた安龍福の証言が独り歩きし、空島政策を破った「罪人」が「英雄」として扱われるようになる。その大きな原因は、朝鮮で1770年に編さんされた「東国文献備考」の「輿地考」の解釈にある。

韓国側は、そこにある「輿地志に云う、鬱陵、于山、皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島（現在の竹島）なり」との記述を盾に、より以前の15世紀の「世宗実録地理志」や「東国輿地勝覽」といった文献の中から、「于山島」の名称を探し出しては、現在の竹島と于山島が同じ島であるとし、自国領になった起源の古さと、その正当性を主張する。

領とする声が台頭した。そこで、同藩は95年10月、新藩主の襲名と参勤交代を機に、幕府に鬱陵島は朝鮮領とし、交渉の打ち切りを打診。幕府は96年1月28日付で、鳥取藩に鬱陵島への渡海禁止令を発し、対馬藩に同方針の朝鮮王朝への伝達を命じた。

ただ、事態は収拾するどころか、思わぬ方向に展開し、混乱の度を深める。原因は96年5月、隠岐島に突如、再び姿を現した安龍福の言動だった。これにより、鬱陵島の帰属先をめぐる論争が、現在の竹島の領有権問題に飛び火する。

### 矛盾、偽りはらむ証言

海士町の旧家・村上家で2005年春見つかった古文書によると、安龍福は鬱陵島と、当時松島と呼んだ現在の竹島を朝鮮領とし、鳥取藩に認めてもらうよう訴訟するのが再来日の狙いと説明。同藩に追放され、帰国後に取り調べを受けた安龍福は、肅宗実録によれば「松島は即ち于山島、此れ亦我が国の地（松島は于山島で、朝鮮領だ）との訴えを、日本側も認めた」と供述した。

だが、証言は、矛盾や偽りをはらむ。まず、隠岐島へ来る前、鬱陵島で多くの日本人を見つけて「領土侵犯」としかかったとするが、既に江戸幕府は同島への渡海を禁じており、遭遇は考えにくい。鳥取藩主と対面し、鬱陵島と現在の竹島は朝鮮領とした將軍家の書き付けを対馬藩主が奪ったとし、それを強調する。

### 首ひねる「于山島」竹島説

確かに、東国文献備考の輿地考に引用され、安証言の約40年前の1656年にできた輿地志に「于山島が松島だ」と書いてあれば、韓国側の論は成り立つ。だが、輿地志は現存せず、確認できない。その上、東国文献備考自体、編集のずさんさが当時から指摘され、疑問点が多い安龍福の証言に基づく別の文献を参考にした形跡もある。

また、于山島の名が最初に登場するのは、「太宗実録」（1431年編さん）には、1417年に同島に人が住んでいたとある。韓国側が現在の竹島と同じ島とする三峯島の傍らには、小島が存在し、そこにも1474年に2家族が住んでいたとする。だが、今、竹島と呼ぶ島に人が住むのは難しく、于山島と同じ島か、疑問を抱かざるを得ない。

一方、日本側の主張、見解も究明が必要な課題を抱える。その1つが、鬱陵島と現在の竹島が鳥取藩に帰属した時期を問い合わせた江戸幕府に、両島が同藩に属さないとした1695年12月25日付の回答だ。現在の竹島が当時、同藩に属さないと考えられていたとしても、日本領との認識がなかったとは言えず、ましてや朝鮮領とする証明にはならないが、今後検証を深めたい。

### 竹島関係年表

512年	于山国が新羅に属する（『三国史記』による）
室町	
1417年 2月	朝鮮王朝が鬱陵島への入島・居住を禁じる「空島政策」を開始
1431年	朝鮮・「太宗実録」を編さん
1454年	朝鮮・「世宗実録地理志」を編さん
1481年	朝鮮・「東国輿地勝覽」を編さん
戦国	
1592年	豊臣秀吉が朝鮮に出兵。文禄・慶長の役（壬辰倭乱・丁酉再乱）が始まる。98年まで
江戸	
1603年	徳川家康が江戸幕府を開く
1617年	池田光政が鳥取藩（因幡・伯耆）に入府 米子の大谷甚吉が鳥取藩に鬱陵島への渡海を願い出る
1618年	鬱陵島への渡海について、江戸幕府が米子の大谷、村川両家に限って許可（※1625年との説も）
1656年	朝鮮・柳馨遠が「輿地志」を編さん
1666年	大谷家の船が鬱陵島からの帰路に遭難し、朝鮮半島に漂着
1667年	松江藩士・齋藤豊仙が「隠州視聴合記」を著す
1688年	隠岐国が松江藩領地から石見銀山の代官の管轄地となる。1720年まで
1692年 3月	米子の村川家の船頭たちが鬱陵島で朝鮮の漁民と遭遇
1693年 4月	米子の大谷家の船頭たちが鬱陵島で朝鮮の漁民と遭遇。安龍福と朴於屯の2人を、隠岐島を経て、鳥取藩に連れ帰る
6月	安、朴を対馬藩に引き渡すため、鳥取藩の一行が長崎に向けて出発
11月	対馬藩が安、朴を朝鮮に送還
11月	鬱陵島の帰属をめぐる対馬藩と朝鮮王朝の交渉が開始
1694年 2月	朴於屯の家族が朝鮮王朝に、日本人に拉致され、鳥取藩へ連行されたと訴え出る
1695年 12月	鬱陵島と現在の竹島が帰属した時期を問い合わせた江戸幕府に対し、鳥取藩が同藩に属しないと回答
1696年 1月	対馬藩の申し出を受け、江戸幕府が鳥取藩に対し、鬱陵島への渡海禁止を伝える（28日）
5月	鬱陵島と于山島の帰属問題で、鳥取藩に訴訟を起こすためとし、安龍福らが隠岐島に出現
6月	安らが鳥取藩の赤碓灘に姿を現し、その後、鳥取城下に移される
8月	鳥取藩から追放された安らが朝鮮に帰還
10月	対馬藩を訪れていた朝鮮王朝の役人に、江戸幕府の鬱陵島への渡海禁止措置が伝えられる
1697年 1月	朝鮮王朝の役人が帰国し、江戸幕府の渡海禁止措置を報告
3月	安の処罰が決定。死罪を免れて流刑に
1726年	対馬藩が「竹嶋紀事」の編さんを命じる
1728年	朝鮮・「肅宗実録」を編さん
1746年	朝鮮・李孟休が「鬱陵島争界」（春官志所収）を編さん
1770年	朝鮮・申景澹らが「東国文献備考・輿地考」を編さん
1779年	長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」が刊行される
1781年	朝鮮・「英祖実録」を編さん
1785年	林子平が「三国通覽輿地路程全図」を作製
1801年	大社の矢田高当が「長生竹島記」を著し、現在の竹島を「隠岐国松島」と記す
1821年	伊能忠敬の「大日本沿海輿地全図」が完成
1828年	鳥取藩士・岡島正義が「竹島考」を記す
1831年	朝鮮・「鬱陵島地図」が作製される

# 論点整理

## 近世から近代へ 「勅令と閣議決定・県告示」

1868年。明治政府の樹立で、日本は近代国家として歩み始める。そこで浮上したのが、主権の根幹をなす領土の画定。その必要に迫られた政府が取った政策の1つが、竹島（韓国名・独島）を日本領に編入した1905年1月28日の閣議決定であり、2月22日付の島根県告示第40号だ。

直接的なきっかけは、隠岐島在住の中井養三郎が04年9月29日、内務、外務、農商務省に求めた竹島の領土編入と貸し下げの願い出だった。中井は03年5月に、竹島でアシカ漁を開始。だが、間もなく過当競争による乱獲の弊害が出始めた上、領有権の不明確さによって、他国とのトラブルなど、不測の事態を招く恐れもあった。

願い出を受け、明治政府は、竹島を他国が占領したと認められる形跡がない点を確認。さらに、中井の漁業会社と同島に小屋を構えていることをもって、国際法上の占領の事実とした。この2つの点から国際法上の「先占」の法理により、領土編入に踏み切った。

その後、島根県は県告示後の06年3月、松永武吉知事の命令で県調査団を竹島に派遣する。同行した奥原碧雲が記した「竹島及鬱陵島」所収の竹島渡

航日誌によると、一行は精力的に視察、調査を行っている。

■竹島の領有権確立までに曲折  
ただ、1905年の竹島の領有権確立までには曲折があった。1870年に、朝鮮視察から帰国した外務省の佐田白茅は

「竹島松島朝鮮附属二相成候始末」という表題の報告を行うが、竹島（現在の鬱陵島）はともかく、松島（現在の竹島）については明確な根拠がないとしている。

そして、地籍編さんのため、内務省から76年に竹島（現在の鬱陵島）に関する照会を受けた島根県は「山陰一帯ノ西部ニ貫付（所属）スベキ哉」と回答したもの、同省が最終的な判断を仰いだ太政官は、

同島と外一島を「本邦関係無之」とし、日本領ではないとの認識を示した。外一島とは、現在の竹島とみられる。島名も混乱した。例えば、鬱陵島について、一時、内務省は竹島、外務省は松島と別々の呼称を使用した。鬱陵

## 疑問点多い韓国側の論拠



鬱陵島の東側約2キロの海上にある竹嶼（韓国名・竹島）。韓国側の文献・史料、地図などから考えると、于山島は現在の竹島（韓国名・独島）ではなく、この竹嶼である可能性が高い

島は江戸時代から竹島と呼ばれてきたが、長崎の出島のオランダ商館付きの医師として来日し、医学をはじめ、日本での洋学発展に貢献したシーボルトが欧米に伝えた日本地図で、鬱陵島を松島と記したのが原因だった。一連の騒動の背景の1つには、鎖国政策を敷き、約260年間続いた江戸幕府が倒れ、明治維新という激動を経たことによる外交の混乱があるとみられる。江戸時代に日朝外交を担った対馬藩が長崎県に編入。1690年代の鬱陵島をめぐる交渉の経緯や帰属先が、一時的に不明確になってしまった。

島は江戸時代から竹島と呼ばれてきたが、長崎の出島のオランダ商館付きの医師として来日し、医学をはじめ、日本での洋学発展に貢献したシーボルトが欧米に伝えた日本地図で、鬱陵島を松島と記したのが原因だった。一連の騒動の背景の1つには、鎖国政策を敷き、約260年間続いた江戸幕府が倒れ、明治維新という激動を経たことによる外交の混乱があるとみられる。江戸時代に日朝外交を担った対馬藩が長崎県に編入。1690年代の鬱陵島をめぐる交渉の経緯や帰属先が、一時的に不明確になってしまった。

「石島」は「独島」か  
これに対し、韓国側は明治政府の閣議決定や島根県告示が行われた5年前の1900年10月25日、大韓帝国政府が出した「勅令第41号」によって、日本より一足早く、現在の竹島の領有権を確立したと説く。勅令は、鬱陵島を鬱島郡に昇格し、郡守の常駐を決めた上で、その行政区域を「鬱陵島と竹島、石島」と定める内容だった。

韓国側は、その石島こそ、今の独島だと主張する。「石」と「独」の発音が似ているとの理由だ。だが、かつて于山島と呼ばれた島が現在の竹島であるとともに、石島も、独島もまた、同じ島であると特定するには、さまざまな疑問を解消しなければならない。

竹島問題研究会で、15世紀から20世紀初めの韓国の古地図約60点を分析し

## 平和条約で日本領として確定

65年6月22日まで継続。日韓漁業協議会によると、同ライン宣言前後から拿捕された漁船の数は328隻、抑留された船員が3929人、死傷者が44人に達し、損害額は当時の金額で90億円を超えた。

その間、韓国は竹島についても、武力占拠に踏み切るなど、実力支配を着々と強化した。国連の主要機関の一つで、国家間の紛争を法的に解決するために設置された国際司法裁判所（本部、オランダ・ハーグ）への提訴によって、領有権問題の解決を目指すとい

う日本側の提案も、韓国側は拒否し、不法占拠を続けたまま、現在に至っている。これら一連の行為だけでなく、韓国側の主張もまた、国際法に照らし合わせると、説得力を欠いていると言わざるを得ない。例えば、サンフランシスコ講和条約の第2条（a）項で、竹島が日本の放棄する領土に含まれなかった点の解釈を考察してみたい。

「米国は独島（日本名・竹島）を小

岩礁と解釈し、条約に特記する必要性がないと判断しただけで、日本領土と認めたわけではない」という韓国側の指摘は、同条約の草案段階で米国に対し、竹島を韓国領とするよう働きかけたことと矛盾している。

また、韓国側は「1914年の第1次世界大戦の開始以降、日本が奪取し、または占領した太平洋におけるすべての島を日本からはく奪する」「日本は、暴力及び強欲により略取したすべての

地域から駆逐される」とした、連合国による43年のカイロ宣言を盾に、竹島は日本領土ではないとする。だが、竹島は決して日本が他国から奪取した地域ではない。また先に述べたように、領土の最終決定は平和条約によるのが国際法の通則。日本の行政管轄権から竹島を除外したGHQ指令第677号も、サンフランシスコ講和条約の発効により失効した。同条約により日本領土の範囲が確定し、従来どおり竹島が日本領土であることも最終的に確定したのである。

### 竹島関係年表

昭和	昭和	昭和
1931年 9月	満州事変が勃発	
1933年 3月	日本政府が国際連盟脱退を通告	
1941年 12月	日本軍が真珠湾攻撃。太平洋戦争が開戦（8日）	
1943年 12月	米国、英国、中国の首脳がエジプトで会談し、対日本戦について協議。日本の無条件降伏を目指すと同時に、戦後の処理方針を定めたカイロ宣言を発表	
1945年 2月	米国、英国、ソ連の首脳がクリミア半島のヤルタで会談。第2次世界大戦の戦後処理方法を協議	
8月	日本がポツダム宣言の受諾を決定（14日）	
9月	日本が降伏文書に調印し、敗戦（2日）	
9月	GHQ（連合国最高司令官総司令部）が日本漁船の操業区域を指定（マッカーサーライン）。竹島はラインの外に置かれる（27日）	
1946年 1月	GHQの指令第677号で、日本の行政権が及び範囲から竹島を外す（29日）	
6月	GHQが指令第1033号で、日本の船舶、乗組員に対し、竹島の12カイリ以内への接近を禁止（22日）	
1947年 3月	サンフランシスコ講和条約の第1次草案が発表される。竹島は、日本が放棄する領土に含まれる（20日）	
1948年 8月	韓国（大韓民国）が誕生（15日）	
9月	北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が樹立（9日）	
1949年 12月	サンフランシスコ講和条約の第6次草案で、竹島が日本の保持すべき領土に加えられる（29日）	
1950年 6月	朝鮮戦争が勃発	
1951年 7月	韓国政府が米国政府に対し、サンフランシスコ講和条約の中で、竹島、波浪島を韓国領に追加するよう要望。拒否される（19日）	
9月	日本がサンフランシスコ講和条約に調印（8日）	
1952年 1月	韓国政府が李承晩ラインを引き、竹島を自国領に含める（18日）	
1月	日本政府が韓国政府に対し、李承晩ラインの不当性を抗議（28日）	
2月	国交正常化に向けた第1次日韓会談が開催（15日）	
4月	マッカーサーラインが廃止（25日）	
4月	サンフランシスコ講和条約が発効（28日）	
1953年 1月	李承晩大統領が李ライン内に出漁した日本漁船の拿捕を指示	
2月	韓国政府により日本の第1大邦丸が拿捕され、漁労長が射殺される事件が発生	
2月	韓国政府が竹島の領有権に関する声明を発表（27日）	
6月	島根県と海上保安庁が共同で竹島を調査。巡視船「くすりゆう」「のしる」を竹島に接近させ、韓国6人に退去命令をすると同時に、「島根県隠地郡五箇村竹島」との標識を建てる	
7月	竹島の警備に就いていた韓国の民間人による「独島守備隊」が日本の海上保安庁の船舶に発砲	
9月	韓国政府が李ライン内からの日本漁船の退去を命じ、拿捕を強行し始める	
12月	韓国政府が漁業資源保護法を公布	
1954年 1月	韓国の海岸警備隊が竹島に領土標識を設置	
6月	韓国政府が竹島に海岸警備隊を派遣	
8月	韓国政府が竹島の無人灯台を点灯	
9月	韓国政府が竹島の武力占拠を決定	
9月	韓国政府が竹島を凶案にした3種類の切手を発行	
9月	竹島問題で、日本政府が韓国政府に対し、国際司法裁判所への提訴を提議（25日）	
10月	韓国政府が日本政府の提議を拒否（28日）	
1955年 3月	竹島問題で、鳩山一郎首相が韓国政府に対し、第3国による調停を打診	
1965年 6月	島根県知事と同県議会議長の連名で、国に対して竹島の領土権確保を要望。76年まで続く	
6月	日韓基本条約が締結され、両国の国交が樹立。同時に、日韓漁業協定が調印され、李ラインが消滅（22日）	
1977年 3月	島根県議会が竹島の領土権確立と安全操業の確保について決議	
4月	島根県竹島問題解決促進協議会が設立	
8月	同促進協議会が国に対し、竹島の領土権確立と安全操業の確保を要望。95年まで続く	
1982年 7月	島根県が国への重点要望として、竹島の領土権の確立と安全操業の確保を要望	
1987年 3月	竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議が設立	
平成	平成	平成
1994年 11月	国連の海洋法条約が発効	
1996年 2月	韓国政府の竹島の接岸施設建設に対し、池田行彦外相が抗議	
1997年 11月	韓国政府が計画した竹島の接岸施設が完工	
1999年 1月	新日韓漁業協定が発効（22日）	
2002年 5月	日韓共催によるサッカーW杯が開幕	
10月	島根県議会の超党派の有志が「竹島領土権確立県議会議員連盟」を発足	
2003年 11月	6年ぶりに、竹島・北方領土返還要求島根大会が「日西郷町」で開かれる	
2005年 3月	島根県議会に議員提案された毎年2月22日を「竹島の日」とする条例が、本会議で可決（16日）	
3月	島根県が「竹島の日」条例を公布、施行（25日）	



1906年、島根県が竹島に派遣した調査団一行(松江市・奥原秀夫氏提供)

## 日本海

「竹島(韓国名・独島)」。断崖絶壁に囲まれた島は、人を寄せ付けぬ趣を醸し出す。1950年代からは、韓国の実力支配により、日本人を拒絶。長い歳月を経てなお、決着をみない領有権問題という、重い「宿命」を背負う。打ち寄せては碎ける荒波は、日韓両国の間で揺れ続けた島がたどった複雑な歩み、現状の厳しさを物語る。

しかし、目をつむり、思いをはせれば、そこには、私たちが暮らす地域の先人たちの「営み」が映し出される。息吹を感じる。江戸時代に鬱陵島へ往来する際に立ち寄った米子の大谷、村川両家の船

# 写真で見える 竹島の記憶

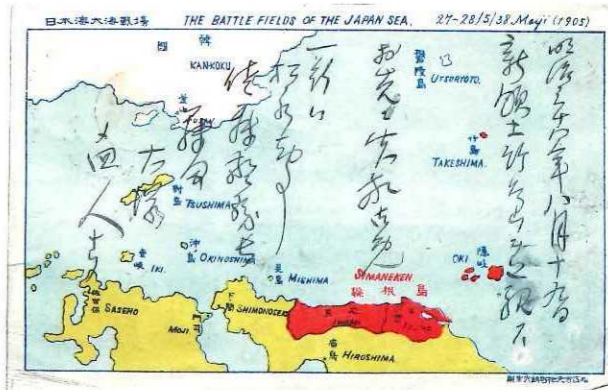


1953年6月27日、島根県が竹島に建てた日本の領土であることを示す標柱

頭たち。そして、明治時代からアシカをはじめとする豊富な漁業資源に魅せられ、勇んで向かった隠岐島民ら多くの漁民たちの姿、声が…。  
そんな光と影を併せ持つ島には、時代、時代で、どんな「記憶」が刻み込まれているのか。残された貴重な写真でたどる。領有権問題が決着し、島が本来の姿を取り戻す日が、1日も早く訪れることを願って！。



1954年5月、島根県からの依頼で竹島で漁を行った際、漁業取締船「島風」上で記念撮影する隠岐島の漁民ら



1905年8月19日、この年に島根県に編入された竹島の視察途中で、当時の松永武吉知事が隠岐島庁の知人に送った絵はがき。「新領土竹島を巡視する」と書かれている

背景写真 © 桑原史成氏



竹島周辺の日本海に生息するニホンアシカの群れ(中渡瀬アルバム収録、昭和初期撮影)

竹島周辺は、漁業資源の宝庫。漁が盛んに行われていた(中渡瀬アルバム収録、昭和初期撮影)



中井養三郎らが経営する竹島漁獵会社の様子(1909年撮影、古今書院提供)

竹島関係年表	
<b>江戸</b>	
1840年	シーボルトが「日本図」を刊行。当時竹島と呼ばれた現在の鬱陵島を松島と記す
1849年	フランスの捕鯨船・リアンクール号が現在の竹島を見つける
1853年 6月	米国・ペリーが浦賀に来航
1854年 10月	松浦武四郎が「竹島雑誌」を記す
1867年 10月	江戸幕府の15代将軍・徳川慶喜が朝廷に大政奉還を申し出る
<b>明治</b>	
1870年	外務省の佐田白茅が朝鮮視察から帰国し、「竹島松島朝鮮附属二相成候始末」と題する報告を行う
1871年 7月	日本政府が鹿藩置県を行う
1876年 2月	日朝修好条規を締結
1877年	武藤平学が外務省に「松島（現在の鬱陵島）開拓之議」を建議 竹島（現在の鬱陵島）の帰属先について、内務省が判断を仰いだ太政官が同島と外一島は、日本領ではないとの認識を示す
1880年 7月	外務卿・寺島宗則が鬱陵島を調査するため、軍艦天城を派遣
1881年 5月	鬱陵島を巡察していた朝鮮政府の役人が、無断で木材を伐採する日本人の存在を確認し、報告
1882年 4月	朝鮮の国王・高宗の命令で、李奎遠が鬱陵島の調査を開始。終了後、「鬱陵島内図」や「鬱陵島外図」などを提出 6月 朝鮮王朝が鬱陵島の空島政策を止め、開拓するために植民政策が提案される
1883年 3月	朝鮮王朝が日本政府に対し、鬱陵島への日本人の越境を抗議
1883年 9月	日本政府が鬱陵島への渡海を禁止
1884年 8月	日清戦争が始まる。95年まで
1897年	朝鮮王朝が国号を大韓帝国に改称
1898年	大韓帝国・学部編輯局が「大韓輿地図」を刊行
1899年	大韓帝国・学部編輯局が「大韓全図」を刊行
1900年 10月	大韓帝国政府が「勅令第41号」を公布。鬱陵島を鬱島部に昇格し、郡守の常駐を決めた上で、同部の行政区域を鬱陵島と竹島、石島とする（25日）
1903年 5月	隠岐島の中井養三郎が現在の竹島でアソカ漁を始める
1904年 2月	日露戦争が始まる。05年まで
8月	第1次日韓協約締結
9月	現在の竹島について、日本の軍艦新高の日記に、韓国人は独島と書き、日本の漁民はリャンコ島と呼ぶと記される（25日）
9月	中井養三郎がリャンコ島（現在の竹島）の領土編入と貸し下げを、内務、外務、農商務省に願い出る（29日）
1905年 1月	日本政府が閣議決定で、竹島を日本領土に編入（28日）
2月	「島根県告示第40号」により、竹島の島根編入を公示（22日）
11月	第2次日韓協約（韓国保護条約）締結
1906年 3月	島根県知事・松永武吉の命令を受け、県調査団が竹島へ出発。竹島を踏査後、天候が悪化したため、鬱陵島に避難し、鬱島郡守・沈興澤を表敬訪問。翌日、沈は大韓帝国の中央政府に「独島が日本領土になった」と報告
1907年 7月	第3次日韓協約締結
1910年 8月	日本政府が韓国併合

韓側は、1905年の明治政府による竹島の領土編入は、10年の日韓併合に至る過程の中で行われたとし、「侵略の第一歩」とする。だが、その歴史認識の前提条件である勅令第41号の石島が、現在の竹島、独島であるとすることは立証されおらず、検証を要する。

たところ、17世紀までは、于山島を鬱陵島であるとしたり、現在の竹島の位置とは反対方向の鬱陵島西側の朝鮮半島との間に描いたケースが多数あった。

18世紀以降になると、于山島を鬱陵島の東側に置いてはいるが、同島のすぐ近くに描いている。その表現は、勅令第41号の発令と同時期に大韓帝国で刊行された「大韓輿地図」（1898年）や「大韓全図」（1899年）でも、変わらない。

さらに、「朝鮮現勢便覧」（1935

竹島の島根県への編入を伝える山陰新聞（現・山陰中央新報）の1905年2月24日付の記事



年版) などでは、領土の東限は「慶尚北道鬱陵島竹島」とし、位置は「東経130度56分」とされた。それは、韓国が李承晩ラインを引く際、意見を求めた歴史学者・崔南善の著書「朝鮮常識問答」（1948年初版）でも、同様だ。

一方、現在、日本で竹島、韓国で独島と呼ぶ島は「東経131度52分」にあり、経度が大きく食い違う。ところが、同じ「朝鮮常識問答」でも、後年の版で示された領土の東限を見ると、経度は初版の際のままにもかかわらず、地名だけが「慶尚北道鬱陵島独島」と修正されている。

1882年に朝鮮の国王・高宗から、長らく「空島政策」を取った影響

で分からなくなった鬱陵島の実態調査を命じられた李奎遠の報告や地図でも、現在の竹島は出てこない。高宗が関心を寄せた松竹島と于山島について、李奎遠は鬱陵島近くの小島だと復命した。

また、現在の竹島は勅令第41号が出された1900年当時、日韓両国でリアンクール島やリャンコ島などと呼ばれており、石島、独島との呼称は使われていない。鬱陵島の郡への昇格を進言した禹用鼎も、同島を一周しただけで、現在の竹島には行っていないことが分かっている。

■「于山島は竹嶼」が自然な見方

以上の点を総合すると、▽勅令第41号の石島▽大韓全図や大韓輿地図などに描かれた于山島、李奎遠の報告した于山島▽領土の東限とされた竹島—はいずれも、北澤正誠が鬱陵島近くの小島と記した現在の竹嶼であると理解するのが、自然だ。韓国側の古地図の「海東地図」や「朝鮮輿誌」などで、鬱陵島の横に描かれた「所謂于山島」も、竹嶼を指す。

「竹島（韓国名・独島）」の領有権問題を解決するために、日韓両国がそれぞれの主張や立場の学術的な根拠を示し、対話の窓口をつくらなければならぬ。ところが、日本の場合、政府はその役目を担ってこなかった。このため、「竹島の日」条例を制定した島根県が2005年、研究会を設置し、その委員に選ばれた私たちが県の支援、協力を得ながら、役割を果たすことになった」

「研究の現況、進捗は、」

「日本側の研究は、竹島の領有権問題を棚上げし、日韓基本条約を締結した1965年以降、停滞してきた。その遅れを取り戻すのは、容易ではないが、単に竹島の領有権を叫び、感情をぶつけるのではなく、「原点」に戻り、客観的な事実を明らかにしようと、日本側とともに、韓国側の史料・文献も研究対象としている。国際法の観点からのアプローチも始めている」

「あまりに両国の主張の隔たりが大きいため、どこから手を付ければいいのかなど、当初は戸惑いもあったが、会合

## 「真の友情」阻む領土問題

を重なるにつれ、各委員が得意、専門分野を生かし、論点整理を進める流れができてきた。最終的には、2006年度末に韓国側の意見も踏まえつつ、研究会の見解を明らかにしたいと思う」

研究会が発足する発端となった竹島の日条例の意義、評価は。また、竹島の領有権問題の解決に向けた取り組みと、友好は両立し得るのか。

「日韓両国政府は05年を、国交正常化40周年を記念した『友情年』と位置

付けた。しかし、真の友情は、自らの考えを率直に語りながら、違いを認め、理解し合わなければ、築けない。日韓関係に当てはめると、竹島の領有権問題という重く、深刻な課題を抱えながら、長年、放置してきたため、のど元

に突き刺さる「トゲ」がどんどん大きくなってしまった。しかも、主張するのは韓国ばかりで、日本側は傍観してきた。これでは、いつまでも、対立やあつれきが繰り返される」

「その現状に一石を投じたのが、竹島の日条例だった。隣国との間に横た

## 竹島問題研究会・下條正男座長に聞く 対話で克服し、交流促進を



しもじょう まさお  
1950年、長野県生まれ。国学院大学大学院博士課程修了。83年に韓国に渡り、三星総合研修院主任講師、市立仁川大学校客員教授を歴任。99年に拓殖大国際開発研究所教授、2000年に現職の同大国際開発学部アジア太平洋学科教授に就任する。著書に「竹島は日韓どちらのものか」(文春新書)など。専攻は日本史。

「海士町の村上家や出雲市の高見家などで保管されているのが分かった文献・史料は古くから、海のルートを通じ、この地域と朝鮮半島との間に緊密な関係があり、日本海沿岸が対岸諸国との関係において、中心地だったことを示している。同時に、そこに暮らす人々が、いかに高い国際感覚を持っていたかを物語る。そういった埋もれていた歴史に、あらためて光が当たったことは喜ばしい。新たな地域づくりや交流のヒント、きっかけにもなる」

今後、島根県や県議会、県民に求めたい視点は。

「日韓関係の新たな時代の1ページ

# 論点整理

## 近代から現代へ 「サンフランシスコ講和条約」

「歴史的にも、国際法的にも、わが国の領土だ」。日韓両国は竹島（韓国名・独島）の領有権を訴える際、奇しくも同じ言葉で、自らの正当性を説く。その2つのポイントのうち、国際法の観点で重要な意味を持つのが、第2次世界大戦後の動きだ。

1945年9月2日。降伏文書への調印により、第2次世界大戦での日本の敗戦が決まった。占領統治国である米国は間もなく、「日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び外辺諸小島に限る」との対日政策を発表。竹島は、日本により保持される「外辺諸小島」に含まれるか定かでないままだった。

さらに、46年1月29日付の連合国最高司令官総司令部（GHQ）の指令第677号で、日本の行政権が及ぶ範囲から、鬱陵島や済州島とともに、竹島を除く。日本漁船の操業水域を指定した45年9月27日のいわゆる「マッカーサーライン」に続き、46年6月22日付のGHQ指令第1033号でも、竹島を線の外に置き、日本の船舶及び乗組員に対し、同島の12マイル以内への接近を禁じた。

■重要な意味持つ国際法の原則  
しかし、領土の最終決定は、平和条

or final renunciation of sovereignty by Japan over the areas dealt with in the Declaration. As regards the island of *Isokdo*, otherwise known as *Takeshima* or *Liancourt Rocks*, this normally uninhabited rock formation was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the *Oki Islands Branch Office of Shimane Prefecture of Japan*. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that



1951年9月8日、サンフランシスコ講和条約に署名する吉田茂首相（当時）。条約で竹島は日本が保持する領土とされた（共同通信社提供）

サンフランシスコ講和条約の条文作成の過程で、竹島（韓国名・独島）を日本領土から除外するよう求めた韓国に対して、1951年8月10日付で、日本領であるとした米国の回答文書。ラスク國務次官補名で出された（コピー）

約によるのが国際法の通則だ。指令第677号では、45年7月26日のポツダム宣言で「われ

る場所のほか、県内外の研究機関で、一層研究を深めることも重要だ」

「領土問題を解決するには、外交努力が不可欠となる。日本政府が取るべき姿勢、行動は。」

「先に、島根県などに必要と言った視点、姿勢は何より、国が持たなければならぬ。これまでの領土問題への取り組み、体制はいずれも一面的な対応に終始してきた。だから、国の主権

らの決定する諸小島に極限する」とされた日本の主権の及ぶ範囲について、同指令が連合国側の最終決定に関する政策と解釈してはならないと強調。指令第1033号でも、「日本国家の管轄権、国際境界線、または漁業権の最終決定に関する連合国側の政策の表明ではない」と断っていた。

では、鍵を握る平和条約で、竹島はどのように扱われたのだろうか。47年3月に作成された対日平和条約の草案は、日本の主権が及ぶ範囲として、本州、九州、四国、北海道の主要島のほか、隠岐や佐渡、対馬などの周辺諸島を含める一方、済州島、巨文島、鬱陵島、竹島は、日本の権利、権原を放棄すると規定。この考え方は49年11月の草案まで、変わらなかった。

■草案段階で、朝鮮領から変更  
事態が動いたのは、シーボルト駐日政治顧問の米国の國務省に対する「竹島の再考を勧告する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる」との提言が発端だった。その結果、49年12月の草案では、日本が保持する領土に竹島を加え、放棄する朝鮮領土から同島を削除する修正が行われた。同方針は、その後の米国、英国の協

議でも踏襲され、51年6月14日付の改訂米英草案で、日本が放棄する領土は「済州島、巨文島、鬱陵島」に。この条文が最終的に「サンフランシスコ講和条約」第2条（a）項となり、9月8日に調印を終え、52年4月28日の発効を待つばかりとなった。

これに対し、48年8月15日に樹立された韓国政府は51年7月19日付で、改訂米英草案を修正し、竹島と波浪島を自国領土とするよう要求。だが、米国政府は「竹島は1905年ごろから島根県隠岐支庁の管轄下にあり、これまで朝鮮の領土として扱われたことはなく、領土主張がなされたとも思わない」として修正要求を拒否した。

■対立をおもった李承晩ライン  
ところが、韓国の李承晩大統領はサンフランシスコ講和条約の発効する約3カ月前の52年1月18日に突如、日本と朝鮮半島の間の公海上に「平和線」と称する線を引いたと、一方的に宣言した。いわゆる李承晩ラインだ。その後、線内に出漁した日本漁船の拿捕を指示した結果、日本の第1大邦丸が拿捕され、漁労長が射殺される痛ましい事件も起こった。

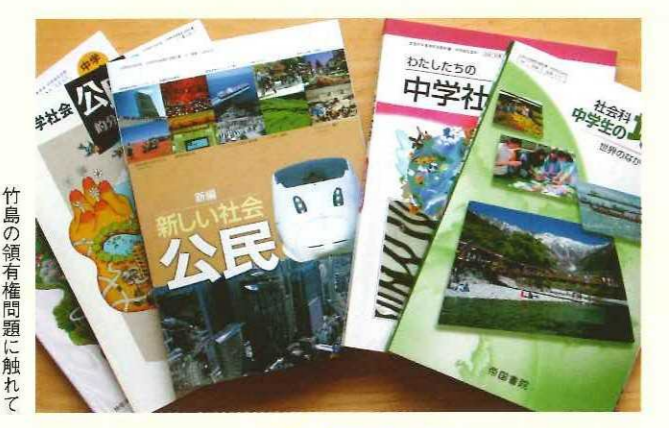
日本側は52年2月に始まった日韓国交正常化交渉の中でも再三、強く抗議したが、韓国側は聞き入れなかった。李承晩ラインは結局、日韓両国による基本条約と漁業協定の締結で消滅した

にかかわる問題であるにもかかわらず、北方4島は北海道、竹島は島根県、尖閣諸島は沖縄といった「地域的な課題」となってしまう、いつまでも解決しない。事態の打開に欠かせない国民的な盛り上がりも呼ばない。まさに、縦割りの政治、行政の弊害と言える。

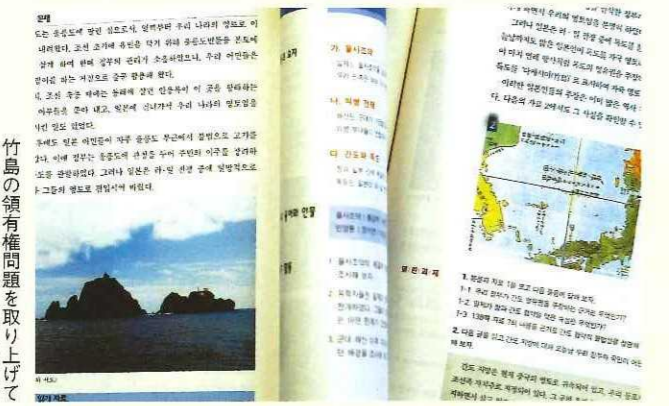
「奇しくも、2005年は第2次世界大戦が終結し、60年の節目だった。平和な時代だからこそ、互いの主張をぶつけ合う『対話』ができるし、認識

も共有できる。竹島をめぐる問題は、単なる領土問題ではない。決着すれば、人と人との交流が広がる。物流も活性化。日本海で深刻化している海洋資源やごみの問題に対し、手を携え、取り組む道も開ける。観光を含めた産業や環境、文化など、さまざまな分野での交流、発展の可能性を秘めていることを自覚し、これまでの反省に立ち、真剣に解決を目指してほしい」

## 教科書の記述



竹島の領有権問題に触れている日本の中学校用新教科書。06年度から使われる



竹島の領有権問題を取り上げている韓国の中学校用国史の教科書（左）と高校用の近・現代史教科書

## —日韓で質量ともに差は歴然—

島根県が2005年3月制定した「竹島の日条例」は図らずも、日韓両国の同島（韓国名・独島）に対する認識の差を浮き彫りにした。評価の一方、関心の低さから「なぜ今、条例制定か」といった戸惑いも少なくなかった日本に対し、韓国は国を挙げて猛反発した観が強い。背景には「教育」の違いがある。

日本で竹島の領有権問題を扱うのは現在、中学校で公民、地理各1社、高校で現代社会、日本史、地理、政治経済の計8社11の教科書に過ぎない。小学校の教科書に記述はない。

しかも、質、量に乏しい。「日本政府は韓国政府と交渉し、竹島周辺の水域は、とりあえず両国で共同管理する暫定漁業水域とした」（中学・地理）などと、敷衍程度で、現状の紹介にとどめているケースが目立つ。対する韓国は、中学の国定の国史

教科書で「竹島を割き」日本は露日戦争中、一方的に独島を日本の領土に編入した」と記述。さらに、高校の検定の近・現代史教科書は「日本は」教科書にまで独島を「竹島」と表記し、自国領土のように歪曲している」と主観を込める。日本の小学校に当たる初等学校でも、道徳や国語などで扱う。

このため、島根県は2004年、国に「竹島問題を積極的に扱うよう、学習指導要領で取り上げてほしい」と要望。こうした働きかけが実り、06年度から使われる中学校の教科書では、公民3社、地理2社が竹島問題に触れた。

それでもなお、韓国との「教育の厚み」の差は歴然としている。竹島の領有権問題の現実的な解決策である「対話」を重ねるには、自国の主張や歴史認識を「知る」ことが出発点。そのためにも、教育の重要性が増している。



# 漁業を取り巻く諸問題

## 日本漁船 締め出し続く 竹島周辺

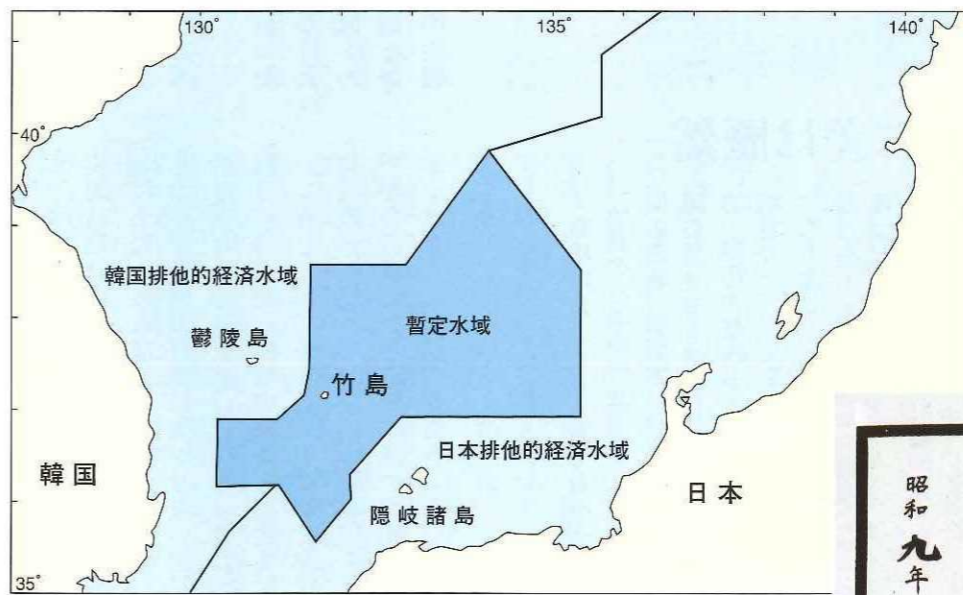
李承晩ラインの宣言は、日本の漁業関係者にとって、長く、つらい「苦難」の道のりの始まりだった。状況は、半世紀以上が経過した今なお変わらず、いら立ちを抱える日々が続く。

竹島（韓国名・独島）へは、1905年に島根県に編入される以前から、隠岐島民らが渡り、長い間アシカなどの漁労をしてきた。ところが、突然の李ラインの設定で、状況は一変。65年に日韓基本条約と日韓漁業協定が結ばれるまでの間、300隻を超す日本漁船が韓国側に拿捕された。うち、島根県の漁船は11隻で、114人の乗組員が連行された。

同協定締結後も、竹島の領有権問題が棚上げされたあおりで、韓国が海洋警察を常駐させる同島周辺から、日本漁船は締め出されたまま。漁業資源の保護をうたった国連の海洋法条約発効

## 暫定水域内の 水揚げが4分の1に

に伴い、99年には新日韓漁業協定が締結され、周辺海域は両国が共同管理する暫定水域に含まれたが、韓国が同島の実力支配を続ける影響で、12%以内で近づくことができない。竹島周辺以外の暫定水域内でも、被害は深刻だ。ベニズワイガニ漁では、韓国漁船の漁具が張り巡らされているため、日本側の漁船は容易に入り込めない状態。島根県の漁船の場合、同水域での2004年9月から05年6月



1934年、島根県が発行したアシカ漁を許可する鑑札（山陰中央新報社提供）

までの水揚げ量は、条約締結前の4分の1に当たる約1000トに減った。さらに、暫定水域内の資源の減少によって、日本の排他的経済水域（EEZ）内に、韓国漁船が違法に漁具を設置するケースが増加。99年に2件だった、そうした漁具の押収は、2004年に31件まで増えている。暫定水域の操業ルールの統一などを両国の水産業界組織同士で交渉してきたが、難航。05年5月にスタートした政府間の水産資源協議も、具体的な内容は明らかになっていない。一刻も早い事態の打開を望む島根県は国に対し、当面は暫定水域の漁業秩序確立を求めつつ、抜本的な解決策として、竹島の領土問題の決着とともに、排他的経済水域の境界画定と暫定水域の撤廃を図るよう要望している。

## 島根県かにかご漁業組合 西野正人組合長に聞く

「県内のかにかご漁は、暫定水域の設定によって、どう変わったのか。」  
「暫定水域では、ベニズワイガニを獲っている。しかし、10隻あったかにかご漁船のうち、1999年の暫定水域の設定後、4隻が廃船に。1隻当たりの水揚げ量も落ちている」

「暫定水域設定前の98年漁期（9月～翌年6月）に6004トあった、県内のかにかご漁によるベニズワイガニの漁獲量が、2004年漁期には36%減の3868トとなった。なぜ、こんなにも落ち込んだのか。」

「主漁場としてきた大和堆の周辺海域が暫定水域に含まれ、その前後から韓国漁船がどんどん入ってくるようになった。このため、トラブルが多発し、日本漁船は操業を断念に追い込まれるなど、締め出されてしまった。かつて、全体の9割を占めた同水域でのベニズワイガニの水揚げ量は、3割に満た



ない。韓国漁船には実質的に操業規制がなく、その影響で資源が減っていることも大きい」

## 日韓が同じルールで操業を

「韓国でのかにかご漁の規制は。これまで、規制はほとんどなかった。規制を法制化するという動きを聞いていたが、耳にしている内容で実施されても、漁具数や網の目の大きさ、休漁期の長さなどで、日本側と比べて相当の差がある。同じ漁場で操業する以上、同じルールでやるべきだ。今は資源を共同管理し、入り会いで共存するという状態には程遠い。日韓の漁業者で話し合う場もあるが、どうトラブルを避けるかが中心で、ルールづくりや資源管理など、根本的な点は政府間でしっかり協議してもらいたい」

「そういった漁業問題の解決を図る目的も込め、県が制定した『竹島の日』条例に対する評価は。」  
「条例によって、国民が竹島の存在と、その領有権問題があることを知ったという点で、大きな意義があった。だが、制定で終わってはならない。県や県議会、そして国には、条例を突破口に、漁業問題などの抜本的な解決を図ってもらいたい。子や孫などに、日本海の資源を永続的に伝えていく責任が、われわれにはある」

■島根県かにかご漁業組合  
ベニズワイガニ漁とマツバガニ漁をする県内の11社で構成。ベニズワイガニ漁の6隻は境港を、マツバガニ漁の7隻は西郷港を、それぞれ基地にしている。事務所は境港市松ヶ枝町。

### 漁業をめぐる出来事

1904年	9月29日 隠岐島に住む中井養三郎が内務、外務、農商務省へ竹島の領土編入と貸し下げを願い出る	1953年	1月12日 李大統領が李ライン内に出漁した日本漁船の拿捕を指示 6月18日 島根県が隠岐島漁協連合会に対し、竹島の第1種（定着性の貝類、藻類）共同漁業権の免許を交付 10月31日 島根県議会在が李ライン撤廃を決議
1905年	1月28日 明治政府が閣議決定で、竹島を日本領土に編入し、島根県隠岐島司の所管とする 2月22日 島根県告示第40号により、竹島の島根県編入が公示される 4月14日 島根県が漁業調整規則を改正し、アシカ漁を許可漁業へ 5月20日 中井養三郎ほか3人から島根県知事に対し、アシカ漁業の許可願が提出される 6月5日 島根県が同願い出を許可	1954年	5月3日 五箇村久見漁協組合員が島根県への要請により、竹島でワカメ、アワビ、サザエを採取 11月9日 浜田の底引き船「第1、2大和丸」が韓国により拿捕。1963年までに、島根県内の漁船11隻が拿捕され、114人の乗組員が韓国に連行される
1939年	4月24日 五箇村議会在が竹島の編入を決議	1965年	6月22日 日韓基本条約とともに、日韓漁業協定が締結され、李ラインが消滅
1945年	8月15日 第2次世界大戦で、日本が敗戦 9月27日 連合国最高司令官総司令部（GHQ）が日本漁船の操業区域（マッカーサーライン）を指定 11月1日 竹島が大蔵省所管の国有財産となる	1994年	11月16日 200カイリの排他的経済水域を認めた国連の海洋法条約が発効
1946年	1月29日 GHQ指令第677号で、竹島に対する日本の行政権行使を停止 6月22日 GHQ指令第1033号で、日本の船舶、乗組員に対し、竹島の12カイリ以内への接近を禁止 7月26日 島根県漁業規則から、竹島とアシカの項が除かれる	1999年	1月22日 新日韓漁業協定が発効し、島根県内のベニズワイガニ漁船が主漁場としてきた大和堆などが、暫定水域に含まれる
1952年	1月18日 韓国の李承晩大統領が海洋主権宣言（李承晩ラインの設定） 4月25日 GHQがマッカーサーライン撤廃を通告 5月16日 島根県海面漁業調整規則を改正し、アシカ漁業を知事の許可制とする	2004年	1月20日 隠岐島漁協連合会が既に免許を受けていた竹島周辺での漁業権を行使するため、島根県知事に対して認可申請を提出 3月2日 島根県知事が同申請を認可
		2005年	3月25日 島根県が「竹島の日」条例を公布、施行 5月18日 第1回日韓水産資源協議が静岡県焼津市で開催 ～20日 9月28日 第2回日韓水産資源協議が韓国・釜山市で開催 ～30日

# 「願い」

八幡 尚義さん(79) 隠岐の島町久見

八幡尚義さんは、竹島で漁をした経験を持つ数少ない生存者だ。半世紀以上に、たった1度渡っただけだが、漁業資源の豊富な竹島への思いは尽きず、脳裏に刻まれた日本海の孤島での漁を「できればもう1度」と願う。

八幡さんが竹島で漁をしたのは、1954年5月。その2年前に韓国が一方的に設けた李承晩ラインにより、日本側が竹島で行政権、漁業権を行使できない中、島根県の要請で当時の久見漁協関係者11人が海を渡り、漁をすることになったという。

同島での漁の経験者2人を含む11人は、県の漁業取締船「島風」に、かなぎ漁用の小さな舟3隻を乗せ、暗闇の中、出港。巡視船5隻に守られながら、12-13時間に到着した。

「思ったより小さい島」。初めて見る竹島の第一印象だった。代名詞であるアシカは14-15頭いた。島の周辺には、待ち構えているとの憶測もあった韓国の船の姿はなく、人影もなし。

「怖いというより、早く漁を試みたいという気持ちが強かった」

# 漁業関係者の思い

西島には、同県が前年、海上保安庁と共同で調査した際に建てた「島根県隠岐郡五箇村(現隠岐郡隠岐の島町)

# 証言

## 「足跡」

八幡 昭三さん(77)

隠岐の島町久見 石材加工業、八幡昭三さんの家には、竹島を描いた小さな地図が大切に保管されている。図上には、ワカメやアワビの採れるポイントを記入。同島の「好漁場」ぶりをうかがわせる。

1952年1月18日。冬の日本海に1本の線が引かれた。「李承晩ライン」。韓国による一方的な宣言は、島根県内の漁業者に多大な損害を与え、豊かな海には、波が荒立った。それまで操業できた対馬沖の好漁場から締め出され、入れば拿捕。乗組員は韓国で罪人として扱われた。船などは没収。家族の生活も一変した。かなぎ漁が盛んだった竹島(韓国名・独島)周辺にも、近づけなくなった。荒波にのまれた漁業関係者や、かつて竹島で漁をした漁師たちの思いをつづる。

昭三さんによると、地図の作者はかなぎ漁の名人と言われた叔父の八幡伊三郎さん(1988年に92歳で死去)。竹島には、34年から38年にかけて、漁のために春と秋に計9回渡った。1回に40日間ほど滞在し、採ったアワビは、中国への輸出用として干した。アワビやサザエの収穫量は、多い日で750kgになったという。

地図は、伊三郎さんが親せきの求めに応じ、80年ごろに昔を思い出しながらポルペンで便せんに描き、後に昭三さんが譲り受けた。西島と東島の間に、ワカメの刈り場やアワビの漁場、東島には日露戦争当時の日本の監視所の位置などが記されている。

隠岐郷土館に残る八幡伊三郎さんが描いた竹島の図



## 漁の成果詳細な地図に

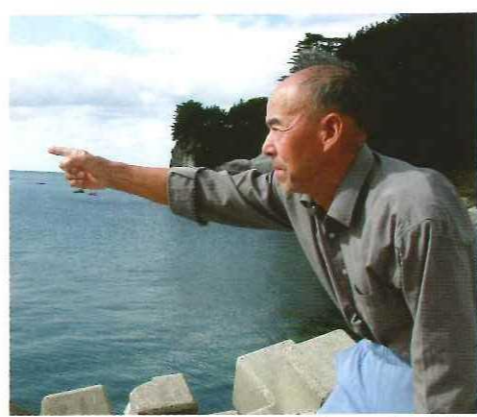
伊三郎さんは、このほかにも地図を描いているが、現存しているのは隠岐郷土館に残る1枚などわずか。それだけに、手元に残る小さな地図は竹島の様子はもちろん、伊三郎さんの足跡を知る上でも、かけがえのない貴重な資料だ。昭三さんは「地図は日本の領土として、竹島で隠岐の漁師が漁をしていた証。大切に伝えたい」と思い入れたっぷりに話す。

## 豊かな漁業資源、もう1度この手で

竹島」の標柱もあった。早速、西島と東島の間に舟を漕ぎ出し、挑んだワカメ漁は、海域の資源の「豊かさ」を実感させてくれた。「隠岐の倍近くの長さがあり、なんぼでも刈れた」と振り返るワカメが、わずか1、2時間で舟10杯分採れた。

「戦前は相当採れたと聞いていた」アワビとサザエ漁は、いまひとつ振るわず、期待外れだったものの、翌日午後に福浦港へ帰ると、漁師仲間の歓迎を受け、質問攻めに。島民の竹島に対する熱い思いを再認識した。それから50数年。時のたつのは早い。竹島へ漁に行った11人中、既に9人が鬼籍に入り、生き証人は八幡さんを含め2人になった。

「もう1度、行ってみたい。そのためにも、領土問題を1日でも早く解決してほしい」。竹島へとつながる日本海を眺めながら、言葉に力を込めた。



竹島のある北西方向を指さす八幡尚義さん=久見漁港

## 拿捕され3年、故郷を思う

橋野 敬之助さん(77) 浜田市元浜町一

あと10日ほどで、新年を迎える1954年12月21日夜。対馬沖で操業中の底引き網漁船に機関長として乗っていた橋野敬之助さんの耳に突然、威圧的な声がどろいた。「外に出てきたら撃つぞ」。流ちょうな日本語だったが、ただならぬ事態であることは、いやが上にも分かった。視線の先には、韓国・海洋警察隊の警備艇から乗り移ってきた警察官が、こちらに向けて構える銃があった。拿捕された瞬間だった。橋野さんが乗っていた浜田の漁船「第3平安丸」(10人乗り組み)は、主船の「第5平安丸」とタチウオ漁の網を引き揚げる最中。約1カ月前、浜田の漁船が島根県内で初めて拿捕され「気を付けていたが、この時は油断し、明かりをつけたまま操業していた。まさか捕まるとは思ってもみなかった」という。第5平安丸は逃げて無事だった。

## 「悪夢」



「悪夢」を味わった海。だが、橋野さんが再び船に乗り込み、対馬沖へとへさきを向けるまで、時間はかからなかった。船所有会社の出資者の1人でもあった。「漁師というのは、魚が豊富にいと、どうしてもそこへ行きたくなる。それに、日本として李承晩ラインを認めていかなかったし…。しかし、正直に言って、また拿捕されるのではないかと、常に不安が頭にあった」

船を下り、約20年の歳月が流れた今も、拿捕、拘留された苦しみの日々を忘れることはできない。「収容されていた3年余りは、本当に無駄な時間を費やした」。

## 帰国した船員の姿を見てほっと

浜村 幸雄さん(82) 浜田市高田町一



1956年4月に、(所有する)「第2浜富丸」とカレイ類を獲っていた「第6浜富丸」(12人乗り組み)が拿捕された。李承晩ラインを越えていたかどうか分からぬが、(船員らは)帰してもらうために認めるしかなかった。あるうま味調味料が、韓国でお金に換えることができるというので、収容所にいる船員の元にせせせと送った。全員がようやく、無事に帰国したのは2年後だった。帰ってきた姿を見たときには、本当にほっとした。拿捕保険に入っていたので、船員たちの家族には、それまでと同様に給与を出した。しかし、家族は早期解放を求めて国などへ陳情に回るなど、いろいろな面で大変な思いをした。

「八束水臣津野命、(中略)「栲衾志羅紀の三埼を、国の余り有りやと見れば、国の余り有り」と詔りたまひて…」

「出雲国風土記」は、島根半島の一部の成り立ちについて、現在の韓国・慶尚北道周辺に当たる朝鮮半島の新羅から切り離れた土地を、綱で手練り寄せ、縫い足して創造したと記す。

「国引き神話」は、先人の想像力の壮大さと同時に、私たちが暮らす島根県と朝鮮半島の間、いにしえから深い結びつきがあったことを教えてくれる。

# 受け継がれる 絆

「絆」は連続と続いた。日本海はまさに、人、物、そして文化を運ぶ「海道」だった。室町時代には、幕府への高麗の使節が、今の出雲市大社町に着き、京都へ向かったとの記録が残る。江戸時代には、互いに漂着民を保護し、丁寧に送り返すなど、水面には「融和」の文字が浮かび上がっていた。

そういった「縁」を土台に、島根県と慶尚北道は1989年、姉妹提携を結んだ。2005年3月の「竹島の日」条例制定を発端に、自治体間交流は途絶えてはいるが、人々の間には、長年にわたって培い、強めた「心」のつながりがある。その信頼、思いは揺るぎなく、断つことはできない。



2005年7月に大田市の「あすてらす」で開かれた日韓親善交流伝統芸能共演フェスティバルで韓国民謡を披露する韓国の少女ら (山陰中央新報社提供)

## 郷土芸能を通じ、交流している 「土江子ども 神楽団」



国際交流担当の榎龍夫さん(52) =大田市

少子化の影響で、一時途絶えていた子ども神楽を2000年、大田市土江地区で復活させました。

大田市は、韓国・大田広域市と姉妹提携しています。それが縁で、大田広域市が03年に開いた青少年フェスティバルに招待を受け、団長として子どもらを引率して参加し、土江地区に300年続く伝統芸能を披露しました。

そのお返しに、大田市で05年7月開催された日韓親善交流伝統芸能共演フェスティバルに、大田広域市の国際文化交流文化院を通じて、韓国の伝統芸能を習っている子どもたちを招きました。神楽団の子どもの中には言葉が通じず、尻込みする子もいますが、多くは交流したり、異文化と触れ合うことで、たくましく成長しています。子どもたちには、韓国に限らず、海外との交流を続け、国際感覚を磨いてもらいたい。そして将来、国境を越えて、仕事をするような人材が育つてくれれば、と期待しています。

## T・オアシス anオーケストラ



事務局長の林繁幸さん(55) =松江市

交流は、2001年に第1回八雲国際演劇祭が開かれた際、韓国の劇団のメンバーをホームステイさせたのが縁でした。

その劇団を率い、来県したのが、韓国芸術慶尚北道連合会長の辛相律さん。親善を深め、辛さんが団長を務める韓国・慶北文化交流団が02年に来県した折には、松江市での文化交流祭の開催に向け、バンドのメンバーが東奔西走しました。

03年には、慶尚北道の開慶市で開かれた韓日文化交流音楽祭に招待を受け、演奏しています。日韓友情年の05年も、記念事業に招待されましたが、これは残念ながら中止となりました。

日韓両国は政治的な問題を抱えています。ただ、それにより、これまで築き上げた交流関係が途絶えていいの、という気がしますが、私たちは、音楽交流をしています。それはあくまで一つの手段。「人と人」「心と心」の交流を大切にしていきたいと考えています。

## テニス交流を続ける 「千鳥クラブ」



代表の梅津光子さん(50) =松江市

2004年末に韓国へ旅行した際、同年2月まで3年間、慶尚北道から島根県に派遣されていた国際交流員さんと再会しました。交流員さんが島根県で暮らしている期間に、私が彼の奥さんのテニスのレッスンを受け持っていたことから、この再会をきっかけにして、慶尚北道・亀尾市のテニスグループと私たちの交流がはじまりました。05年7月には、私のテニス仲間11人で亀尾市を訪問。逆に、9月には同市から12人のメンバーが来県され、プレーに汗を流しました。

テニスで使う用語は、英語が多く、言葉の壁は感じません。何より、国は違っても、互いの思い、考えているプレーは分かるものです。このため、日韓でペアを組んでも、何の支障もなく、楽しめます。それがテニスの素晴らしきところですね。

今後も、大田広域市内でテニスをしている人たちなどと、交流の輪をどんどん広げていきたいと思っています。

### 島根・韓国 交流の歩み

時代	年	出来事
古代	前1~3世紀	出雲地方で特徴的な四隅突出型墳丘墓が造営される。高句麗が起源との説も
	8世紀	「日本書紀」に、スサノオノミコが新羅のソシモリに降り、出雲に渡ってきたとの神話が記される
	8世紀	「出雲国風土記」の「国引き」の詞章に、「志羅紀(新羅)の三埼」を国引きしたと記される
平安時代	10世紀	延喜式神名帳で、韓国伊太氏神社(からくにいたてのかみのやしろ)が出雲の国の条のみに6社記載される
	1836年	浜田藩の会津屋八右衛門が、鬱陵島で密貿易していたことが発覚し、死罪となる
近代	1910年	境港から隠岐島を経て、鬱陵島、元山(現・北朝鮮)を結ぶ航路が開設される。7年後に廃止
	1926年	浜田港と浦項(現・韓国)間に航路が開設される。1年で廃止
	1967年	島根県日韓親善協会が設立。その後、県内5地区に協会ができ、県連合会に変更
現代	1981年	恒松制治島根県知事が韓国・慶尚北道を訪問
	1982年	金聖培慶尚北道知事が友好親善のため来県
	1988年	第1回日韓親善島根少年の船(現在の「少年の翼」)を派遣。その後、毎年実施される
	1989年	澄田信義島根県知事と金相祚慶尚北道知事が両自治体の姉妹提携に調印
	1990年	慶尚北道・亀尾市で島根県慶尚北道交流展を開催
	1992年	職員の相互派遣事業により、島根県職員が慶尚北道へ。2年後に、慶尚北道も同県に道職員を派遣
	1993年	島根県立博物館で慶尚北道特別文化展を開催
	1997年	島根県日韓親善議員連盟と慶尚北道議会国際親善議員連盟が交流に関する合意文書を交わす
	2001年	竹島(韓国名・独島)の領有権問題をめぐり、島根県と慶尚北道の交流が中断
	2002年	姉妹提携に基づく交流を再開
2005年	毎年2月22日を「竹島の日」とする島根県の条例制定をめぐり、慶尚北道が姉妹提携の破棄を通告	

# 友好に向けて

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議会長  
**倉井 毅** (島根県議会議長)

「かえれ島と海」の標語を掲げ、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議を1987年に県内45団体参加のもとに設立いたしました。他の都道府県すべてに北方領土返還を目指す県民会議が設立される中、竹島を抱える島根県においては、竹島の

## 国民理解促す 積極的な行動を

返還運動を重要課題とする県民運動の母体が求められ、全国で唯一、両方の領土返還運動を展開する県民会



竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議が2005年11月に実施した街頭署名活動＝JR松江駅前

## 郷土の竹島関係書籍

奥原碧雲著「竹島及鬱陵島」

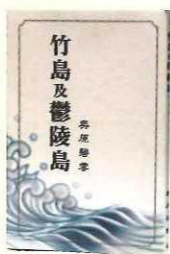
1905年の明治政府の閣議決定を受け、島根県が現在の竹島を編入した翌年の06年3月末に、同島へ派遣し、鬱陵島にも渡った調査団の貴重な記録。同行した八束郡秋鹿村尋常高等小学校長だった奥原碧雲氏が執筆した。本は写真を交え、両島の地理、気候、生物、沿革などを紹介。竹島の項では隠岐島民による漁業の実態やアシカなどの漁獲量、鬱陵島の項では同島の政治や教育、交通状況などにも触れた。

田村清三郎著「島根県竹島の新研究」

島根県職員だった田村清三郎氏が竹島(韓国名・独島)の領有権問題について、幅広い視点からまとめた労作。韓国が李承晩ラインを設定した2年後の1954年に著した「島根県竹島の研究」を改稿し、65年に県総務課が発行した。同年締結された日韓基本条約で、竹島問題の解決が先送りされことから、世論喚起を目指した。

県事務官の神西由太郎氏をはじめ、45人で編成した調査団の渡航日誌も収録。竹島の視察途中に悪天候に見舞われ、避難のために寄った鬱陵島で沈興澤・鬱島郡守を表敬訪問し、竹島で獲ったアシカ1頭を贈ったところ「郡守は遠来の労を謝し、贈物に対して謝辞を述べ」と、友好的に記している。

しかし、その際の一行の「竹島が日本領土になった」との発言が物議を醸し、韓国の現在の歴史教科書で、同島を一方的に奪われたなどと記述される発端にもなった。贈答品についても、韓国側は「事実無根」と否定する。1907年に出されたが、初版本は県立図書館などに数冊残っているだけ。先人が残した「遺産」に再び光を当てようと、2005年、松江市内の出版社が復刻版を発刊した。



おくらは へきうん  
1873年に島根県八束郡本村(現在の松江市同本町)に生まれる。本名は福市。島根県尋常師範学校を卒業し、教員に。八束郡秋鹿村(現在の松江市秋鹿町)尋常高等小学校長を務める傍ら、郷土史家としても活躍。1935年に死去。



たむら せいざぶろう  
1914年に白濁州(現在の中国東北部)に生まれる。旧制松江高校、京都大学法学部を経て、満州国の官僚に。第2次世界大戦後、島根県職員となり、県史編さん室主任や県立図書館次長などを歴任。68年死去。

さらに、現在の竹島の領有権問題の変遷に触れ、自国領と譲らない韓国側に対し、その主張の疑問点や根拠のほころびを示しながら反論。「国際法の要求する先占の諸要件は完全に充足せられており、竹島の主権に関しては争う余地は全然存しない」と結び、同島が日本領土であることを強く訴えた。

# 真の日韩

## 命懸けで朝鮮漂着民を救助

時代は鎖国制度が敷かれていた江戸後期。現在の隠岐島前の西ノ島町に、一身を賭して、海岸に漂着した朝鮮の商人らの命を救った男がいた。東屋新助。約200年の歳月がたってなお、勇敢な行動が色あせることはない。

1952年発行の浦郷町(現・西ノ島町)史などによると、1820年11月、朝鮮の全羅道靈巖(現・全羅南道霊岩)から、江原道平海(同慶尚北道平海)へコマを運んだ同国の船が、帰路に嵐で遭難したという。

商人ら8人は、隠岐の国賀海岸に漂着したものの、200呎を超える絶壁の摩天崖などが立ちほはだかり、何も食べないまま、3日間が経過。その後、1人がどうにかがけをよじ登り、浦郷にある常福寺という寺に助けを求めた。

しかし、折しも同島は悪天候。翌日になっても回復せず、話し合いに集まった役人や村の人々が窮し

## 東屋新助

### 江戸時代に「心」つなぐ

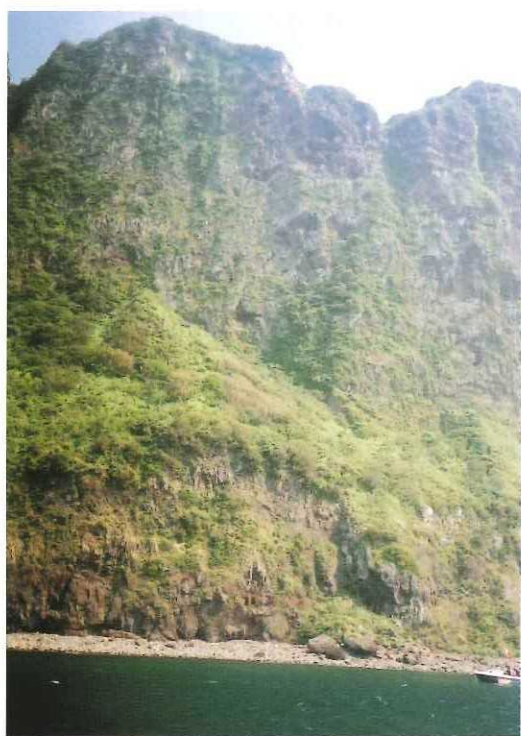
ていたところ、「遠い異国の人たちで、言葉が異なるといっても、人としての心は同じだ」と、救出を申し出たのが新助だった。そして、腰に綱を巻いて断崖を下り、1人ずつをつり上げて助けた。

8人は、松江藩によって、朝鮮との窓口である対馬藩へ送られる前、あらためて新助に会い、神仏を拜むようにながら感謝の言葉を伝えた。松江藩も、馬に乗せて丁寧に護送し、8人は翌年9月に無事帰国した。

このように、江戸時代などいわゆる近世の日朝間では、遭難した民が漂着してくる例が頻繁にあった。名古屋大学院の池内敏教授によると、朝鮮から日本への漂着は971件で、うち現在の島根県へが123件。逆に、日本から朝鮮への漂着も、114件(李蕪「朝鮮後期日本人の朝鮮漂着と送還」より)あり、出雲、石見、隠岐の民が流れ着くケースもあった。

国として、互いに漂着民を大切に扱い、送り届けるのは「常識」だったとはいえ、自らの命を顧みず、手を差し伸べた新助の行動は、特筆すべきもの。時がたち、地元でも記憶のあなたに忘れ去られがちだが、日韓関係がさしむ中、あらためて脚光を浴びつつある。新助が救助に用いた綱は、両国の民の心をつなぐ「絆」とも言える。

歴史に埋もれた新助の話を再発掘した、竹島問題研究会副座長で、元松江北高校長の杉原隆さんは「庶民レベルで、日本と朝鮮が互いを尊重し、助け合った証しだ。交流の歴史の一つとして、両国で、人道的な行いをした新助のことを広く知ってほしい」と語る。



漂着した朝鮮の商人らを助けるために東屋新助が下りた国賀海岸の断崖

# 2月22日は「竹島の日」

竹島の領土権早期確立のため、県民の皆さん、市町村および県が一体となった取り組みを推進することを目的に制定されました。